

2026年4月23日

各位

証券会員制法人 札幌証券取引所

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

・少数株主保護に関する上場制度の見直し等について

2. 意見提出方法等

(1) 募集期間：2026年4月23日（木）～2026年5月15日（金）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

① 郵送の場合…〒060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目14-1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

② ファクシミリの場合…FAX：011-251-0840

③ E-mailの場合…本所ホームページ（URL…<https://www.sse.or.jp/archives/publiccomment>）

上の入力フォームから提出して下さい。

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以上

【お問合せ先】

証券会員制法人 札幌証券取引所

自主規制部

TEL 011-241-1135

少数株主保護に関する上場制度の見直し等について

2026年4月23日

証券会員制法人 札幌証券取引所

I 趣旨

本所では、上場子会社やオーナー企業における、支配株主と少数株主との間の構造的な利益相反のおそれを踏まえ、こうした企業の経営陣に対して、少数株主を意識した経営を促すとともに、少数株主保護において中心的な役割を果たす独立社外取締役の独立性・実効性向上を図る観点から、取締役選任議案に対する少数株主の賛否割合等の開示の義務化や独立性基準の見直し等の所要の見直しを行います。

※ 本見直しの趣旨や、対応のポイント・留意点等については、「少数株主保護に関する上場制度の見直しについて（上場会社向け補足説明資料）」<https://www.sse.or.jp/archives/publiccomment> も併せてご参照ください。

II 概要

項目	内容	備考
1. 少数株主の賛成割合等の開示		※ 支配的な株主を有する企業においては、当該株主が実質的に取締役の選任権限を有する場合がある一方で、議決が多数決で行われるとしても、少数株主の利益が適切に確保されるよう、支配的な株主のみならず、少数株主も意識した経営を行う必要があります。そのような少数株主から相当数の反対票という形で懸念が示された場合について、少数株主との対話を進めていただくとともに、対話を通じて得られたフィードバックを踏まえて追加的な施策の必要性

項 目	内 容	備 考
① 対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主総会の基準日時点で、以下に該当する上場会社が対象です。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 親会社を有する会社 ➤ 40%以上の議決権を保有するその他の関係会社を有する会社 ➤ 主要株主であって、当該主要株主と次に掲げる者の保有分を合わせて、40%以上の議決権を保有する株主を有する会社 <ul style="list-style-type: none"> - 当該主要株主の近親者 - 当該主要株主及び近親者が議決権の過半を保有する会社等（資産管理会社等） 	<p>等について検討いただく観点から求めるものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表等規則第8条第3項に規定する「親会社」、財務諸表等規則第8条第8項に規定する「その他の関係会社」をいいます。 ・ 3つ目の矢じりについては、上場規則上の「支配株主」と同様の合算方法になります。支配株主については、議決権の「過半数」を占めているものが該当しますが、本開示については「40%以上」に該当するかをご確認ください。 ・ 「近親者」とは、二親等内の親族をいいます。
② 開示内容 (a) 株主総会后、速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株主総会における取締役の選任議案（会社提案議案に限ります）に関して、以下の開示を行うものとします。 ・ 株主総会后速やかに、以下の内容について開示するものとします。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 各取締役の選任議案に対する少数株主の賛成、反 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場規則上の適時開示として、TDnet で開示いただくことを想定しています(開示の様式例等は、改正規則と併せて2026年夏頃にご案内します)。 ・ 少数株主から除外した株主については、上記①「対象企業」に掲げる親会社、その他の関係会社、主要株主（合算した株主を含む）等を具体

項 目	内 容	備 考
(b) 株主総会 後6か月以内	<p>対及び棄権の議決権の数、割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 少数株主から除外した株主 <p>・ 少数株主の50%超の反対票が投じられた議案があったと認める場合、以下の内容についても併せて開示するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 取締役会として、少数株主の反対理由や原因の把握・理解のためにどのような対応を行うか（株主との対応の方針など） <p>・ (a)において少数株主の50%超の反対票が投じられた議案があった旨を開示している場合、当該株主総会后6か月以内に、以下の内容について開示するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 取締役会として、少数株主の反対理由や原因の把握・理解のためにどのような対応を講じたか（株主との対話の実施状況など） ➤ 株主から得られたフィードバックの概要 ➤ 取締役会としての追加的な施策を講じるか（講じない場合にはその理由）、施策の方針（取組みの内容、実施時期等）、その実施状況 	<p>的に記載してください。</p>
2. 独立役員		※ 独立社外取締役の独立性・実効性確保の観点

項 目	内 容	備 考
載の拡充	<p>独立役員届出書等において、該当状況及びその概要の記載を求めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 上場会社の株式を政策保有株式として保有している先の業務執行者に該当する者若しくは過去10年以内において該当していた者 ▶ 上場会社が株式を政策保有株式として保有している先の業務執行者に該当する者若しくは過去10年以内において該当していた者 	<p>名、政策保有関係の概要（株式数、保有目的など）、業務執行者であった時期、年数、当時の地位、退任後も関係が継続している場合にはその概要など）などを記載することが想定されます。</p> <p>・ なお、上場会社の主要でない取引先や寄付を行っている先又はその出身者である社外取締役等に関する属性情報の記載についても、記載内容の具体化を進めるものとします。例えば、「売上高は●万円未満」、「全体の売上高の●%未満」等、取引関係等の規模が把握できるような記載を求めるものとします。</p>
<p>3. その他</p> <p>(1) 早期事業再生法に関する見直し</p> <p>① 適時開示</p>	<p>・ 上場会社は、対象債権者集会における権利変更議案の決議が全員合意により成立した場合又は当該決議が多</p>	<p>※ 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の調整の手続等に関する法律（令和7年法律第67号。以下「早期事業再生法」という。）が施行されることを踏まえ、事業再生ADR等と同様の取扱いになるよう、上場規則の見直しを行うものです。</p> <p>・ あわせて、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158</p>

項 目	内 容	備 考
② 株券上場廃止 基準に係る猶 予期間の取扱 い (2) その他	<p>数決により成立し、裁判所によって当該決議の認可が決定された場合、直ちにその内容を開示するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が債務超過の状態となった場合であって、早期事業再生法に基づき、債務超過の解消を計画しているときは、猶予期間を1年ではなく、本所が認める期間とします。 ・ その他所要の改正を行います。 	<p>号。)に基づく調停についても、申立て時点での開示を廃止し、当該調停が成立した時点で開示を行うことに見直します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本所が認める期間については、早期事業再生計画の期間を踏まえるものとします。

Ⅲ 実施時期（予定）

- ・ 2026年6月を目途に実施します。
- ・ 1. に関しては、2026年12月以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用します。
- ・ 2. に関しては、2026年12月以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用します。
- ・ 3. (1) に関しては、早期事業再生法の施行の日から適用します。

以 上